

令和3年度第2回北海道中山間地域等直接支払制度検討会 議事録

- 日時 令和3年10月26日(火) 15時00分～17時00分
場所 web会議(事務局:かでの2・7 1050会議室)
出席者 別添「出席者名簿」とおり
議題 (1) 棚田地域振興活動加算について
(2) 棚田加算対象地について(意見交換)
① 岩見沢市概要
② 毛陽集落棚田地域振興活動加算対象地の概要・集落の取組等紹介
③ 検討会構成員との意見交換
(3) 棚田地域振興活動加算に係る意見徴収
① 令和2年度棚田地域振興活動加算に係る意見について
・ 昨年度意見に対する回答
・ 質疑
(4) 令和3年度棚田地域振興活動加算に係る意見について
① 新規に取り組む各集落の取組内容と目標説明
② 令和3年度棚田地域振興活動加算について意見徴収

議事

質疑応答(○:構成員、●:道、◎:岩見沢市(毛陽集落代表含む))

議題1 令和2年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

- (1) 棚田地域振興活動加算について
(2) 質疑応答(有・無)

- 棚田地域振興活動加算は、中山間地域等直接支払交付金に対して更に加わるということか。
- 中山間地域等直接支払交付金は条件不利地の農地に対して農業生産を継続するために交付金を交付するもの。傾斜等がある農地に面積×単価で交付金が交付される。地目及び傾斜等の条件で単価が決まっている。
この内、棚田については協議会が作成した棚田地域振興活動計画に基づき、集落で資料1にある3種類の活動を実施する場合、農地面積×単価(21,000千円/10a)に10,000円/10aが加えて交付される。
- 北海道は基本的に棚田というものが少なく、本州に多くある認識であるが、歴史的に見て北海道の棚田が意識されたのは今の中山間の活動があることによってということか。
- 棚田地域振興法という法律が施行され、その中で法律上の棚田の条件が整理された。その法律上の棚田の条件が20分の1以上の傾斜を持った、階段状の田となっている。法施行以前のイメージは一般的に等高線に沿った山の際にあるような水田と思うが、法律の中で棚田の条件が整理されたことで、条件に合う農地がある市町村の内、棚田を活用した地域振興を行う棚田が棚田地域振興法の地域指定を受け活動計画を策定している。
- 本州方面では棚田加算の事例がたくさんあるのか。

- 棚田加算については北海道に限らず全国で取り組まれている。令和2年度の数字になるが、棚田地域振興加算は全国で4,600haほど取り組まれている。そのうち北海道は111ha。
- 本日意見を述べるにあたって、北海道の実情がまだ少ないということで、本州方面の事例で参考になる点があれば、事例を元に北海道も更に発展的に活動できるかと考える。
- 対象が111haとあったが、協定を結んでいる地域というのは後で出てくる岩見沢などか。
- 北海道における棚田地域活動の加算は令和2年度は岩見沢の栗沢棚田、東川棚田の2箇所となっている。

議題2 棚田加算対象地について（意見交換）

(1) 岩見沢市、毛陽集落から資料2に基づき説明

(2) 質疑応答 (有・無)

- 毛陽集落で基盤整備が整っていないために個人的に整備しているという部分についてももう少し詳しく教えていただきたい。資料の写真で、どのような部分を整備しているのか示していただきたい。
- ◎ 北海土地改良区の管轄になっているが水田へは幌向川から自分でポンプアップをしなければならぬ。中山間直払に該当していない水田も入れると、ポンプ6台くらいを回さなければ田の全てに水が回らない。基盤整備で用水等が整備されると6台が3台くらいに減ると考えている。粘土質の透水性があまりよくない土なので、暗渠排水も必要であるが事業の採択には時間がかかる。急ぐところは自費で暗渠を施行する場所もある。
写真の水田は畦が雨、風の影響や鹿が歩くことによって、どんどん削られて低くなる。そうすると、深水管理しなければならない7月ごろに高さが不足するので畦を盛っている。畦塗機だけでは間に合わない場合には、重機を自分で持ってきて畦を直している。農道の整備についても自分で砂利を入れている。
- ポンプを自力で用意するとか、畦の管理も非常に大変な仕事だと思う。集落の中では、農家戸数が11戸以上いて、さらには若い人も入ってきている、あるいは移住してきていると伺った。そういう人は農作業についてどのような見方をしているのか。
- ◎ 若い人が担い手として戻ってきているというのは、かつては農家が30戸、40戸あったが離農していき、残った人が面積を増やしてきたことによって、なんとかここで生活できるかと考えられるようになったという部分がある。また、先ほど少し言ったが、生産法人の毛陽農産という会社があり、そこでは農作業の受委託も行っている。現在従業員が若い人で4人おり、そこと連携を取りながら後継者が戻ってきている。私のところでは水田もありながら果樹をやっており、果樹については息子がやっている。野菜と水田という人もいる。他に収穫に行きながら水田をやっている人も地域にいる。決して水田だけで生活しているわけではなく、観光の果樹・野菜を作っていることに魅力を感じ、水田も維持しながら生活がそれなりに営めるということもあって、息子が戻ってくる、父さんの後を継ぐということがあるのだと考える。毛陽農産は構成員が5人おり、全戸に後継者がそろっている。そういった人達の、面積が大きくなればなるほど労働力も、特に水田は春の作業と秋の収穫作業は集中的に必要なので、その時期に近所に移住

してきた若い人たちをお願いをして手伝ってもらっている。私の借家には岩見沢の教育大学の生徒も住んでおり、今は3人くらいいるが、そういう人が援農に来てくれるという状況。

そんな中でなんとかやりくりしながら毎年やっている。条件が悪いので、大きな田であれば大きな機械で一気にできるが、我々のような小さな田では、非常に手間がかかるということで、労働力が無ければなかなか立ち行かないというのが現状である。

- 若い人も入ってきている中で、どういった農業をやるとかどういう活動をするといった意思決定はどのように行っているのか。皆で話し合って今年こういうことをしようとしているのか、もしくは、別のアイデアを出す人がいるのか。多角的な単に栽培だけではない農業をしていると思うが、そのような発想はどこから来ているのか。
- ◎ 協定面積は1.4haなので実質ここにかかっている方は1軒である。地域みんなで色々今までも行っており地域の活動については毛陽地区振興協議会というものがある。町会長が兼務しているが、町会の皆と話し合いながら大きい行事について決めている。田植え等は1軒毎なので個人でお願いする。作業は他の人も労働力が欲しい時期なので、上手く均等になるようにしなければならない。その日割りはある程度お互いが話し合いの中で行うことになる。組織の中ではそのような話し合いまではしていない。
- 先ほど1軒の農家が1.4haの棚田を耕作しているということだったかと思う。集落という形で11戸の農家がどのような形でまとまって協定を結ぶきっかけになったのか。
- ◎ 協定に参加しているのは11戸ではなく、農地を耕作している私の所と毛陽農産という生産法人の組織。協定に地域全員が参加している訳ではない。花壇を作ったり、植栽をしたり、ゴミ拾いをしたりというのは、集落協定と一緒に皆でやっているという形。
- 1戸の農家とその棚田の1.4ha協定面積にかかる農地をもっているという理解でよいか。
- ◎ そのとおり。
- その棚田の維持管理に他の方が協力しているということか。
- ◎ そのとおり。
- 個人の棚田について皆が協力していく、ある意味では集落機能があるということで理解した。
- ◎ 皆が傾斜地の段々の農地を持っているが、面積要件や傾斜要件を満たすことができない、基準に達していないような農地がある。それに達していれば、皆協定に参加して、もっと大きな組織ができたのかなと考えている。
- 多かれ少なかれ皆が条件不利地域のような所で生産性の上がりにくい農業をしているということで、皆が共有できているということか。
- ◎ 生産性が上がらないということはないが、収量だけを求めるよりも、我々は米の品質が極めて大事と思っている。例えば、収穫した米もいきなり乾燥するのではなく、1回ハードコンテナに取って、ある程度乾かしてからもう一度乾燥機に入れることにより米の艶をよくするとか、なるべく自然乾燥に近いやり方をするとか、色々な工夫を皆がしながら、「この米がおいしいよね」と言われるようにやっている。生産性も平場の収量は8俵か9俵、今年は豊作だったので多いところでは10俵も11俵もとれたかもしれないが、私の所では大きな収量を求めるのではなく、品質の部分を求めている。まだブ

ランド化まではいっていないが将来的にはそのようなことも考えていきたい。

- 生産性向上というよりも高付加価値型の農業ということで理解した。水田の経営面積についてはどれくらいの規模か。先ほど 20ha 弱と言っていたが、それよりもかなり小さいのか。
- ◎ 私の所は 25ha よりもすこし少ないくらい。そのうち棚田になっているところが 1.4ha。
- その他に果樹等をやっているということか。
- ◎ リンゴが 3.5ha、サクランボが 40a、なしが 40a、ブルーベリーが 50a くらい。6 月、7 月からずっと果樹が続く。生産したものはほとんど直売所で販売している。
- 25ha の中には米だけでなく転作もあるのではないか。
- ◎ 岩見沢全体で転作はずっとやっている。その中で、丘陵地帯では米を作りたい人、休みたい人がいる。皆均一に休むのではなく、うちは休んで畑作のビート、大豆、小麦に変えたいという農家の人はそういったやり方をする。我々の所はどちらかというと丘陵地で排水性も悪く生産効率が悪いので、水田に特化している。岩見沢全体で考えれば転作の生産目標は達成している。
- 山地は荒れていくイメージであったがそうではなく、むしろ米を作付けしおいしい米を作っているということだと理解した。
先ほどの土地改良の用水のポンプの負担について、これは土地改良区ではなく個人の負担になるのか。
- ◎ ポンプの設置は個人でやる。改良区の負担金はその分少なくなっている。ポンプを回す電気代については改良区から補助がある。しかし、ポンプは機械なので故障すると大変なことになる。一般に売っているポンプとは違い特殊なポンプであり、受注生産なので早く用水が通ってほしいと考えている。
- 昔からポンプで引水をしていたということか。
- ◎ そのとおり。沢の水を水路で引っ張る人もいたが、ほとんどが川からポンプで水を取っている。
- そういった地域で利用する農業機械は平場とは違い、あまり大きな機械は入れないのではないか。
- ◎ あまり大きな機械は入れない。だからこそ大区画にする基盤整備を早くしたいというのが我々の願い。ラジコンヘリを委託して防除しているが、丘陵地ではドローンの方が良いのではないかとということで、ドローンも有限会社で持っているものを利用し、大変なところはドローンでやったりもしている。
- 基盤整備してしまうと、棚田がなくなってしまうということにはならないのか。
- ◎ 棚田がなくなるほどの整備をすると、整備費が多額になるので、面を上げるとか下げるとかということはおそらくできないと思う。現状で隣にある田をくっつけるというような整備ではないか。

議題 3 棚田地域振興活動加算に係る意見徴収

(1) 道から資料 3 に基づき説明

(2) 質疑応答 (有 ・ 無)

- 棚田加算は数値目標の設定が細かいという印象。他の府県などでもこのように数値目

標を細かく設定されているのか。府県の状況等を教えてほしい。

- 棚田活動加算の目標については全国共通なので府県でも定量的な目標を定めてやっていると考えられる。他の府県で具体的にどのような目標を定めているかについて把握していない。
- 出来れば色々な棚田の地域での状況についてもまた教えていただきたい。

議題4 令和3年度棚田地域振興活動加算に係る意見について

- (1) 道から資料4に基づき説明
- (2) 質疑応答 (有・無)

- 棚田米のPRに関して、米袋作成ももちろん良いと思うが、今は広告費も安くなっているのでそのようなものを検討するのもありではないかと考える。テレビ、ラジオだけでなく、web広告や地域を限定した広告も出来る。せっかくブランド米ということでやるのであればそういったことを考えていくのがよいと思う。ある雑誌で全国のブランド米に巨額の広告費が使われたというニュースもあった。多くは出来ないかもしれないが、電波の力を使ってやっていくのも良いのではないか。
- ◎ 果樹の直売所があり、リンゴだけ並べて売るのでなくそこで米も一緒に売りたいという目標でやっている。大々的に宣伝できれば一番いいとは思いますが。いずれはそのようなことも考えていかなければならないと思っている。色々なコマーシャルの方法については、今先生から言われたようなことも含めて地域全体でやらなければ個人ではなかなか対応が難しいので、そのようにしていきたい。

活動の中の鳥獣害について説明したい、鹿の食害は米のどこが食べられるのかという疑問があるかと思う。田植えが終わって稲が成長し、ちょうど柔らかくおいしい盛りに鹿が水田に入り、水際から歩いてきてきれいに食べてしまう。そこは確実に分けつ数が少なく、穂の長さも短くなってしまう。それによる減収が大きい。道路を走っていてもなかなか見えないが、田の近くに行くと鹿の歩いた跡にそって水際から稲がなくなっている。秋の水田に鹿が入ってきて稲を踏み倒すという被害もある。1回踏まれた稲は絶対に上がってこないの、機械で刈る際に刈り取れないということになってしまう。鹿は群れで来て一晩のうちに食べたり踏んだりしてしまうということが非常に我々の悩みの種になっている。

全体を通して質問

- 資料2の岩見沢市及び集落の概要の14ページ、離農利用別農家戸数の表について、経営不振で離農する方の理由が、平成28年が突出して29.4%と大きくなっている。この年に何かあったのか。
- ◎ 平成28年に特筆して何かあったのかと言われると、そういったものはない。農業委員会事務局の経営不振なのか、将来不安なのか、という判断によって平成28年だけ多くなってしまったものと考えている。
- 棚田加算の措置が行われている期間に、例えば今は田を作っているが転作で畑にしたという場合はどうなるのか。

- 棚田地域振興活動加算は作付けを水稻に限ったものではない。棚田の形状を維持したまま、転作で野菜・麦・豆等を生産しても差し支えない。ただし、基盤整備をして棚田ではなくなった場合には棚田の要件から外れてしまう。加算の取組期間中の作付け計画なども含めて地域で取組を検討し目標設定を行うものになっている。
- 水田の 21,000 円に対して 10,000 円加算されるということで、棚田の部分とそうではない水田の部分の具体的な計画について、棲み分けはスムーズにいくものなのか。定量的な目標を考える時に棚田とついているので、一般の水田と識別出来るような感じもするが、鳥獣の被害であったりすると棚田であってもなくてもある意味では共通してくるのではないかと考えられるがどうなっているか。
- 棚田加算については、加算金の交付の対象となるのが資料 1 で示した棚田の要件に該当する土地に限られる。そこに作付けされている作物は水稻と限らないが、土地条件として要件が定められている。加算については棚田に対して効果があることが必要。鳥獣害の防止、生産性の向上などは対象地に対して効果が発生されるものということになる。棚田以外の水田等、違う所の取組をする場合は棚田の加算ではなく本来の交付金の部分で行う整理になる。市町村が定めた棚田地域の振興する範囲に対して加算が行われるので、棲み分けをしてもらうという制度になっている。